# 河北町建築物耐震改修促進計画(改定)

令和3年11月

山形県河北町

# 目 次

1	目	的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
2	計画	īの位置づけ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
	(1)	計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2)	計画期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
3	住宅	・建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標	1
	(1)	想定される地震の規模、被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2)	耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(3)	耐震改修等の目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	住宅	・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 ・・・・・・・・・・	7
	(1)	基本的な取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(2)	所有者等、県、町、建築関係団体、所管行政庁の役割分担の考え方 · · · ·	7
	(3)	促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(4)	耐震改修の環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(5)	地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策	9
	(6)	避難路沿道建築物の状況把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(7)	その他の促進策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	住宅	・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	0
	(1)	地震ハザードマップの作成、公表・・・・・・・・・・・・1	0
	(2)	相談体制の整備、情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	0
	(3)	パンフレット配布等の啓蒙活動 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	0
	(4)	家具転倒防止策 · · · · · · · · · 1	0
	(5)	自治会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	0
6	県と	・の連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	0
7	その	)他関連施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	0
	(1)	関係団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	0
	(2)	その他・・・・・・・・・・・・1	1
咨	业:1 .		_

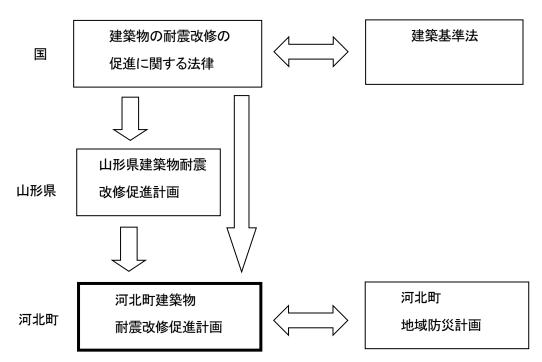
## 1 目 的

河北町建築物耐震改修促進計画(以下「促進計画」という。)は、町民の人命や財産を保護するため、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、それらの耐震性向上策として、県と連携しつつ、耐震診断・改修等を総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

#### 2 計画の位置づけ

#### (1) 計画の位置づけ

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第6条第1項の規定により策定する本計画は、河北町地域防災計画を上位計画として、住宅・建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示すものある。



#### (2) 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年とする。なお、定期的に点検及び検証を行い、必要に応じて本計画を見直すものとする。

## 3 住宅・建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標

#### (1) 想定される地震の規模、被害状況

山形県内においては、山形盆地断層帯をはじめ、庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯及び 長井盆地西縁断層帯の4つの主要な断層帯が存在しており、平成14年から政府の地震調査委員 会による長期評価が公表されている。特に、山形盆地断層帯、長井盆地西縁断層帯、庄内平野 東縁断層帯の長期評価においては、想定される地震のマグニチュードがそれぞれ7.8、7.7、7.5 程度と示され、阪神・淡路大震災を上回ると見込まれている。 (表-1)

本町は、山形盆地断層帯に位置し、今後30年以内に大規模地震が発生する確率は、最大8% と全国の断層帯と比較しても高い数値で想定されている。

(表-1)想定地震の長期評価一覧

区分	震源		地震の規模	位置	長さ	30年以内 発生確率
		全体	M7.8程度	大石田町~上山市	約60km	
	山形盆地断層帯	北部	M7.3程度	大石田町~寒河江市	約29km	0.003~8%
		南部	M7.3程度	寒河江市~上山市	約31km	1%
	長井盆地西縁断層帯		M7.7程度	朝日町~米沢市	約51km	0.02%以下
内陸	庄内平野東縁断層帯	全体	M7.5程度	遊佐町~旧藤島町	約38km	
		北部	M7.1程度	遊佐町~庄内町	約24km	ほぼ0%
		南部	M6.9程度	庄内町~旧藤島町	約17km	ほぼ0~6%
	<b></b>	東部	M7.1程度	新庄市~舟形町	約22km	5%以下
	新庄盆地断層帯 	西部	M6.9程度	鮭川村~大蔵村 約17km		0.6%
海溝型	日本海東縁部(山形県沖)		M7.7程度	山形県沖	北側 50km 北側 70km	(まぼ0%

出典:地震調査研究推進本部による長期評価、発生確率の算定基準日:令和3年1月1日

山形県が調査した、想定される地震における被害想定によれば、本町でも大きな被害が予想され、最も被害が大きくなると想定される冬期の早朝においては、建物の全壊と半壊を合わせると 2,401棟、死者 70人、負傷者が 793人、建物被害による避難者(避難所生活者)が 2,702人と想定されている。(表-2)

(表-2)県内断層帯の被害想定調査結果(発生ケースは当期の早朝を想定)

断層名	山形盆地断層帯(県内)	山形盆地断層帯(本町)				
公表年月	平成 14 年 12 月	平成 14 年 12 月				
想定マグニチュード	M7.8	M7.8				
建物全壊	34,792 棟	1,090 棟				
建物半壊	54,397 棟	1,311 棟				
死 者	2,114 人	70 人				
負 傷 者	21,887 人	793 人				
避難者	94,688 人	2,702 人				

出典:山形盆地断層帯被害想定調査資料、河北町地域防災計画

### (2) 耐震化の現状

#### ① 住宅(木造戸建住宅・非木造等住宅)

平成30年住宅・土地統計調査の結果によると、本町の持ち家住宅総数は5,190戸であり、そのうち、旧耐震基準が適用された昭和55年以前に建築された住宅が1,780戸で全体の34.3%を占めている。

構造では、木造戸建住宅が5,050戸で全体の97.3%と高い比率を占めており、そのうち、昭和55年以前に建築された木造戸建住宅は1,740戸あり、木造住宅の34.5%を占め、木造戸建住宅の耐震化が喫緊の課題となっている。(表一3)

(表-3)平成30年住宅・土地統計調査結果(住宅の建設年代別戸数)

(単位:戸)

建 築 年 代	木造戸建住宅	非木造等住宅	備考
昭和 55 年以前	1,740 (34.5%)	40	1,780 (34.3%)
昭和 56 年~平成 30 年 9 月	3,310 (うち不詳 220) (65.5%)	100	3,410 (65.7%)
솜計	5,050 (97.3%)	140 (2.7%)	5,190 (100%)

注)非木造等住宅には、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、長屋、共同住宅が含まれる。

#### ② 持家住宅の耐震化率の推定

木造戸建住宅については、昭和55年以前に建築された1,740戸のうち、住宅・土地統計調査に基づき算出した耐震性ありと推定される住宅は1,060戸であり、耐震性を満たすと考えられる木造戸建住宅数は、現行の耐震基準である新耐震基準が導入された昭和56年6月1日以降(以下「昭和56年以降」という。)に建築された3,310戸と合わせた4,370戸が耐震性を満たしていると考えられ、耐震化率は約86.5%と推定される。

非木造等住宅については、戸建住宅、共同住宅等を合わせて140戸があり、昭和55年 以前に建築された40戸のうち、住宅・土地統計調査に基づき算出した耐震性ありと推定さ れる住宅は40戸であった。よって、耐震性を満たすと考えられる非木造等住宅数は、昭和 56年以降に建築された100戸と合わせた140戸が耐震性を満たしていると考えられ、 耐震化率は100%と推定される。

したがって、本町の平成30年10月1日時点における住宅(木造・非木造含む)の耐震化状況については、昭和55年以前に建築された住宅で耐震性があると推定される木造戸建住宅1,060戸、非木造等住宅40戸の計1,100戸と昭和56年以降に建築された住宅(木造・非木造含む)3,410戸と合わせた4,510戸について、耐震性を満たしていると考えられ、耐震化率は約86.9%と推定される。(表-4)

#### (表-4)持家住宅の耐震化率の推定

	昭和 56 年以降 3, 410戸	木造戸建住宅		
	(65.7%)	非木造等住宅	100戸	耐震性あり
持家住宅 総数		木造戸建住宅	1, 060戸	4, 510戸(86.9%)
5, 190戸	昭和 55 年以前	非木造等住宅	40戸	
	1, 780戸 (34.3%)	木造戸建住宅	680戸	耐震性なし
		非木造等住宅	0戸	680戸(13.1%)

#### 持家住宅の耐震化率:

4,510戸(耐震性あり)/5,190戸(持家住宅総数)=86.9%

#### ③ 町有公共施設(令和3年10月現在)

現在の本町における公共施設については、社会福祉施設・文教施設・庁舎・公民館等・体育館等・公営住宅等・その他の7区分に分けており、全体の棟数は60棟、そのうち防災拠点施設としては17施設となっている。(表 - 5 明細資料参照)

耐震化状況については、社会福祉施設・文教施設・公民館等・体育館等・公営住宅等の施設について耐震化率が100%となっている。また、庁舎においては、現在新庁舎の建替え作業が進み、耐震化率は40%となっており、その他の施設についても耐震化率は68.8%となっている。防災拠点施設17施設における耐震化率は現在において100%である。

以上のことから、町有公共施設における耐震化率は、施設 60 棟に対し、耐震性を有する施設が 52 棟であるため、耐震化率は 86.7%である。 (表-5)

(表-5)町有公共施設(防災拠点施設)区分別耐震化状況 (延べ面積 200 ㎡を超えるもの。)

		全棟数			S55年	耐震					耐震	耐震化	耐震化	耐震	耐震化率
			S55年	S56年	以前	診断	改修等	改修等			診断	済みの	未実施	診断	
			以前	以降	建築の	実施	不要な	必要な	改修	改修	未実施	棟数	棟数	実施率	
			建築	建築	割合	棟数	棟数	棟数	済み	未実施	棟数				
			棟数	棟数					棟数	棟数					
		Α	С	В	C/A	D	Е	F	G	Н	I=C-D	J=B+E+G	K=H+I	D/C	J/A
1 3	社会福祉施設	1	1	0	100.0%	1	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	100.0%
	(うち防災拠点)	(1)	(1)	(0)	(100.0%)	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(100.0%)	(100.0%)
2	文教施設	22	4	18	18.2%	4	1	3	3	0	0	22	0	100.0%	100.0%
	(うち防災拠点)	(8)	(1)	(7)	(12.5%)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(8)	(0)	(100.0%)	(100.0%)
	幼稚園	2	0	2	0.0%	0	0	0	0	0	0	2	0	-	100.0%
	(うち防災拠点)	(0)	(0)	(0)	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	-	-
	小学校	14	0	14	0.0%	0	0	0	0	0	0	14	0	-	100.0%
	(うち防災拠点)	(6)	(0)	(6)	(0.0%)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(6)	(0)	-	(100.0%)
	中学校	6	4	2	66.7%	4	1	3	3	0	0	6	0	100.0%	100.0%
	(うち防災拠点)	(2)	(1)	(1)	(50.0%)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(100.0%)	(100.0%)
3	庁舎	5	3	2	60.0%	2	0	2	0	2	1	2	3	66.7%	40.0%
	(うち防災拠点)	(0)	(0)	(0)	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	-	-
4	公民館等	7	0	7	0.0%	0	0	0	0	0	0	7	0	-	100.0%
	(うち防災拠点)	(5)	(0)	(5)	(0.0%)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)	(0)	-	(100.0%)
5	体育館等	3	1	2	33.3%	1	0	1	1	0	0	3	0	100.0%	100.0%
	(うち防災拠点)	(1)	(1)	(0)	(100.0%)	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(100.0%)	(100.0%)
6	公営住宅等	6	2	4	33.3%	2	2	0	0	0	0	6	0	100.0%	100.0%
	(うち防災拠点)	(0)	(0)	(0)	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	-	-
7	その他	16	5	11	31.3%	0	0	0	0	0	5	11	5	0.0%	68.8%
	(うち防災拠点)	(2)	(0)	(2)	(0.0%)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	-	(100.0%)
合	計	60	16	44	26.7%	10	4	6	4	2	6	52	8	62.5%	86.7%
	(うち防災拠点)	(17)	(3)	(14)	(17.6%)	(3)	(1)	(3)	(2)	(0)	(0)	(17)	(0)	(100.0%)	(100.0%)

※防災拠点施設とは、河北町地域防災計画の指定避難所とする。

## 町有公共施設の耐震化率:

52棟(耐震性あり)/60棟(公共施設総数)=86.7%

#### (3) 耐震改修等の目標設定

#### ① 持家住宅の耐震化目標

耐震化率は、昭和55年以前に建てられた耐震性の不足する住宅の解体又は建て替えにより 大きく上昇したと考えられる。ただし、これからの課題として、高齢化などにより建て替えや 耐震改修の費用負担が難しい住宅の所有者が多く存在していることから、耐震性が不足する住 宅の減少は今後鈍化すると見込まれる。

以上のことから、本町における住宅の耐震化目標は、山形県建築物耐震改修促進計画による 耐震化目標と同じとし、令和12年度までにおける耐震化率目標を90%とする。

平成30年度耐震化率(表—4参照)	令和12年度耐震化率
86. 9%	90. 0%

## ② 町有公共施設の耐震化目標

町有公共施設は、多くの町民が安心して利用でき、災害時においては、防災活動の拠点施設及び避難所として機能する必要があるため、国の基本方針及び山形県建築物耐震改修促進計画と同じく全施設の耐震化を目指すものとする。

災害対策本部となる庁舎について、平成30年度から令和元年度にかけて実施設計計画を 策定し、令和2年度から令和3年度にかけて庁舎の建て替えを実施し、エネルギー棟、本庁 舎がともに完成した。これにより庁舎における耐震率は0%から40%となった。

なお、残存する旧庁舎(旧児童会館を含む。)及び旧コミュニティーセンターについては、 令和3年度から令和4年度にかけて解体する予定となっており、解体後の庁舎の耐震化率は 100%、庁舎における耐震化率は91.2%となる。

以上のことから、町有公共施設は5施設が未対応であるものの、ほぼ耐震化が完了しており、概ね計画どおり立替えや改修が進んでいることから、本町における町有公共施設の耐震化目標は、山形県建築物耐震改修促進計画による耐震化目標と同じとし、令和12年度までにおける耐震化率目標を100%とする。

令和3年度耐震化率(表—5参照)	令和12年度耐震化率
86. 7%	100.0%
(うち防災拠点100.0%)	100. 0%

### 4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

#### (1) 基本的な取組方針

これまで一定規模の不特定多数の者及び避難弱者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていたが、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第20号。以下「改正法」という。)により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられた。

また、不特定多数の者及び避難弱者が利用する要緊急安全確認大規模建築物、並びに県又は 市町村の耐震改修促進計画に記載する要安全確認計画記載建築物については、所有者に耐震診 断の結果の報告が義務化され、所管行政庁(県)により結果は公表されることとなった。

このことから、町内の住宅・建築物の所有者・管理者(以下、「所有者等」)が自ら耐震化に努めることを基本としながら、町においては、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により町内全域において、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとする。

#### (2) 所有者等、県、町、建築関係団体、所管行政庁の役割分担の考え方

#### ① 所有者等の役割

所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが必要であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要である。

#### ② 県の役割

県は、所有者等が耐震化及び減災対策(以下、「耐震化等」という。)を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めるものとする。

各総合支庁は、改正法の適正な運用に努めることとし、住宅・建築物の耐震化状況の情報 収集により、必要に応じて所有者等への指導・助言、指示又は命令等を行い、耐震化を促進す ることとする。

- ア 県計画の改定、市町村計画策定・改定への助言
- イ 耐震化支援策の実施
- ウ 相談窓口の設置、情報提供・啓発等の実施
- エ 耐震化に必要な技術者の養成
- オ 町、建築関係団体との連携・調整

また、自ら所管する県有施設については、引き続き耐震診断及び耐震改修について、率先 して取り組むものとする。

#### ③ 町の役割

町は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化等状況の情報収集に努め、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めるものとする。

- ア 耐震改修促進計画の策定・改定
- イ 耐震化支援策の実施
- ウ 相談窓口の設置、情報提供・啓発等の実施
- エ 木造住宅の耐震化に必要な技術者の養成

また、自ら所管する町有公共施設については、引き続き耐震診断及び耐震改修について、 率先して取り組むものとする。

#### ④ 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保に努め、行政と連携し耐震化の促進に努める ものとする。

- ア 耐震化に必要な技術的な支援の実施
- イ 情報提供、啓発等の実施

#### (3) 促進を図るための支援策

町は、住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震改修に向けた支援策を講じるとともに、県と協力、連携して耐震診断を実施し、耐震改修へ誘導するなど円滑な耐震化事業の促進に努める。 また、町は耐震診断及び耐震改修に係る国・県等の支援制度や税制度の活用が図られるよう、 所有者等への周知に努める。

#### ① 持家住宅(木造)への支援

- ア (県) 山形県住宅リフォーム支援事業
- イ (県) 山形県住宅新築支援(利子補給制度)
- ウ (町) 河北町持家住宅促進事業
- 工 (町)河北町木造建築物耐震診断士派遣事業
- 才 (町)河北町木造住宅耐震改修事業

#### ② 要緊急安全確認大規建築物への支援

- ア (県) 建築物耐震化促進事業
- イ (国交省) 耐震対策緊急促進事業

#### (4) 耐震改修の環境整備

町民が安心して相談や耐震診断及び耐震改修を依頼できるよう、建築士を対象に耐震診断や 改修設計技術の講習会を実施し技術の向上を図っていく。

町では、町民向けに相談窓口を設置し、耐震化や専門家の情報提供等を行う。

#### (5) 地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策

- ① 町民の生命・財産を守る立場から、町報やホームページ等を活用して住宅・建築物の耐震化 の必要性や地震防災意識の普及・啓発を行い、耐震診断及び耐震改修へ誘導を図る。
- ② 避難路※や通学路沿いの危険なブロック塀、石塀等の地震による倒壊を防止するため、危険なブロック塀の解消を図るため所有者に除却等について指導し、危険なブロック塀解消を促進するため、除却等に係る補助事業の活用を図る。
- ※避難路:国道、一般県道、主要地方道、町道、建築基準法第42条に定める道路、住宅又は事業所から避難所又は避難地等へ至る道路
- ③ 地震時に建物は倒壊しないが、窓ガラスの落下や天井落下の危険性がある住宅・建築物の改修促進を図る。
- ④ 県と連携し、耐震診断士の養成や耐震改修工法講習会等を実施する。

#### (6) 避難路沿道建築物の状況把握

地震時において、住宅・建築物の倒壊により緊急車両の通行や県民の避難の妨げにならないよう、下記の道路に関して、沿道の状況を把握する。

#### ① 緊急輸送道路

山形県地域防災計画(震災対策編)に記載された緊急輸送道路(資料参照)

#### ② 指定避難所に通ずる避難道路

河北町地域防災計画において指定する地域の指定避難所に通ずる避難道路

#### (7) その他の促進策

#### ① 計画の認定等の周知

耐震改修促進法第17条第3項(容積率等の特例)、第22条第2項(表示制度)、第25条第2項(区分所有建築物の決議要件の緩和)の認定について、県と連携し、建築物所有者へ周知を図る。

#### ② がけ地近接等危険住宅の移転促進

地震に伴うがけ崩れ等による住宅の被害を軽減するため、がけ地近接等の危険住宅について、国の制度を活用し、移転を推進する。

#### 5 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

#### (1) 地震ハザードマップの作成、公表

住宅・建築物の耐震化促進のためには、本町で発生のおそれのある地震や地震による被害等の 可能性を町民に伝えることにより耐震化への意識を啓発することが重要である。

町は、県の山形県内4断層帯被害想定の資料を活用し、「地盤の揺れやすさ」が分かる地震 ハザードマップを作成し、公表するとともに必要に応じて更新を行う。

## (2) 相談体制の整備、情報提供の充実

町では、町民向けの相談窓口を設置し、耐震対策として耐震診断及び耐震改修についての情報 を提供する。また、技術的な事項については、県及び建築関係団体と連携を図る。

#### (3) パンフレット配布等の啓蒙活動

- ① 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修に関するパンフレットを配布し、広く町民に情報提供を行う。
- ② 町報や町のホームページを活用し、地震に関する情報等を掲載し、広く町民に耐震化の啓発を行う。
- ③ 県と連携し、住宅月間、住宅防災週間等の期間において集中的に耐震化の推進を図るとともに、住宅フェアやリフォームフェア等の催事場で無料相談、診断等の啓発活動を行う。

#### (4) 家具転倒防止策

地震発生時における家具の転倒防止策について、パンフレット等を活用し、町民に対策事例 等を紹介し、自らできる地震対策への取組について普及啓発を図る。

#### (5) 自治会との連携

自治会及び自主防災組織と連携し、木造住宅の耐震化や避難路の危険ブロック塀の解消への取 組について情報提供を行う。

## 6 県との連携

住宅・建築物の耐震化を促進するために、県と連携し必要に応じて所有者等へ指導・助言を行う。

#### 7 その他関連施策の推進

#### (1) 関係団体との連携

① 一般社団法人山形県建築士会西村山支部と河北町木造建築物耐震診断士派遣事業について協定を締結し、木造住宅の耐震診断の促進を図る。

- ② 平成19年1月に、県と市町村並びに建築関係団体で構成する「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」が設立され、次の事業を実施していくことから、町も積極的に参画し耐震化を促進する。
  - ア 耐震診断や耐震改修補強の相談窓口の設置
  - イ 建築士、施工者への講習会を開催
  - ウ 耐震化に関する知識・情報の提供

#### (2) その他

- ① 耐震性の高い住宅のストック形成のため、住宅性能表示制度を活用して耐震建て替えの促進を図るため普及啓発を行う。
- ② 高齢者世帯の住宅については、応急対策として寝室又は居間のみの補強や家具の転倒、天井 落下等の危険から身を守る対策等を推進する。
- ③ 地震時に倒壊のおそれのある老朽化した空き家の住宅・共同住宅について、周囲に影響を与えることが危惧されるため、空き家所有者に対して耐震化や除却に努めるよう指導を行う。

## 町有公共施設(防災活動拠点施設等となる建築物)施設区分別耐震化状況

(延べ面積200㎡を超えるもの)

## 1 社会福祉施設

令和3年10月31日現在

建築物の名称	構造	棟数	建築年			耐震診断		耐震性	防災拠点	耐震性
建業物の石物				S56年以降	済	耐震有	改修済	有	施設	有
総合福祉センター	非木造	1	S52		1	1	0	1	1	1
計		1	1	_	1	1	0	1	(1)	(1)

## 2 文教施設

<b>油体业。2.1</b> 5	1# \#	棟数	建第	築年		耐震診断		耐震性	防災拠点	耐震性
建築物の名称	構造		S55年以前	S56年以降	済	耐震有	改修済	有	施設	有
(1) 幼稚園										
かほくあい子育てセンター	木造	1		H24	-	-	-	1	-	-
ひなの子育てセンター	非木造	1		H27	-	-	-	1	-	-
小計		2	0	2	0	0	0	2	(0)	(0)
(2) 小学校										
西里小学校校舎1	非木造	1		S60	-	-	-	1	-	-
西里小学校屋内運動場	非木造	1		S61	-	-	-	1	1	1
谷地西部小学校校舎	非木造	1		S63	-	-	-	1	-	-
谷地西部小学校屋内運動場	非木造	1		S63	-	-	-	1	1	1
溝延小学校校舎	非木造	1		H4	-	-	-	1	-	-
溝延小学校屋内運動場	非木造	1		H5	_	-	-	1	1	1
西里小学校校舎(増築分)	非木造	1		H6	-	-	-	1	-	-
北谷地小学校校舎	非木造	1		H6	_	-	-	1	-	-
北谷地小学校屋内運動場	非木造	1		H6	-	-	-	1	1	1
谷地南部小学校校舎	非木造	1		Н9	-	-	-	1	-	-
谷地南部小学校屋内運動場	非木造	1		Н9	-	-	-	1	1	1
谷地中部小学校校舎1	非木造	1		H12	-	-	-	1	-	-
谷地中部小学校校舎2	非木造	1		H12	-	-	-	1	-	-
谷地中部小学校屋内運動場	非木造	1		H13	-	-	-	1	1	1
小計		14	0	14	0	0	0	14	(6)	(6)
(2) 中学校										
河北中学校1(北校舎)	非木造	1	S52		1	1	0	1	-	-
河北中学校2(南校舎東側)	非木造	1	S53		1	0	1	1	-	ı
河北中学校3(南校舎西側)	非木造	1	S53		1	0	1	1	_	-
河北中学校4(屋内運動場)	非木造	1	S54		1	0	1	1	1	1
河北中学校柔剣道場	非木造	1		H2	-	-	ı	1	1	1
河北中学校校舎(増築分)	非木造	1		H8	-	-	-	1	-	-
小計		6	4	2	4	1	3	6	(2)	(2)
計		22	4	18	4	1	3	22	(8)	(8)

#### 3 庁舎

建築物の名称	構造	棟数	建乳	<b>築年</b>		耐震診断		耐震性	防災拠点	耐震性
<b>建業初の石</b> 柳	件坦	休奴	S55年以前	S56年以降	済	耐震有	改修済	有	施設	有
旧河北町役場庁舎1	非木造	1	S40		1	0	0	0	-	-
旧河北町役場庁舎2(児童会館含む)	非木造	1	S41		1	0	0	0	-	-
旧コミュニティセンター	非木造	1	S48		0	0	0	0	-	-
河北町役場庁舎	非木造	1		R3	0	1	0	1	-	-
河北町役場エネルギー棟	非木造	1		R3	0	1	0	1	_	_
計		5	3	2	2	2	0	2	(0)	(0)

## 4 公民館等

建築物の名称	構造	棟数	建築年			耐震診断		耐震性	防災拠点	耐震性
建業物の石物	件坦	保奴	S55年以前	S56年以降	済	耐震有	改修済	有	施設	有
西里農村環境改善センター	非木造	1		S56	_	_	_	1	1	1
溝延研修センター	非木造	1		S58	-	-	-	1	1	1
女性・青少年センター	非木造	1		S62	-	-	-	1	-	-
北谷地構造改善センター	非木造	1		H2	-	-	-	1	1	1
サハトベに花	非木造	1		H6	-	-	-	1	1	1
両所活性化センター	木造	1		H16	-	-	-	1	1	1
どんがホール	木造	1		H18	-	_	-	1	_	_
計		7	0	7	0	0	0	7	(5)	(5)

## 5 体育館等

建築物の名称	構造	棟数	建築年		耐震診断			耐震性	防災拠点	耐震性
			S55年以前	S56年以降	済	耐震有	改修済	有	施設	有
町民体育館	非木造	1	S55		1	0	1	1	1	1
サン・スポーツランド河北管理棟	非木造	1		H2	-	-	-	1	-	-
新町民プール	非木造	1		H27	-	-	-	1	-	-
計		3	1	2	1	0	1	3	(1)	(1)

## 6 公営住宅等

建築物の名称	構造	棟数	建築年		耐震診断			耐震性	防災拠点	耐震性
			S55年以前	S56年以降	済	耐震有	改修済	有	施設	有
東団地町営住宅1・2号棟	非木造	2	S49		2	2	0	2	-	-
定住促進住宅1・2号棟	非木造	2		S57	_	1	-	2	-	-
定住促進住宅3号棟	非木造	1		S63	-	-	1	1	-	-
東団地町営住宅3号棟	非木造	1		НЗ	-	-	-	1	-	-
計		6	2	4	2	2	0	6	(0)	(0)

## 7 その他

建築物の名称	構造	棟数	建築年		耐震診断			耐震性	防災拠点	耐震性
			S55年以前	S56年以降	済	耐震有	改修済	有	施設	有
(旧)北谷地保育所	非木造	1	S50		0	0	0	0	-	-
産業振興センター	非木造	1	S51		0	0	0	0	-	-
役場車庫	非木造	1	S52		0	0	0	0	-	-
(旧)谷地西部保育所	木造	1	S53		0	0	0	0	-	-
剥製動物館	非木造	1	S55		0	0	0	0	-	-
紅の館	非木造	1		S57	ı	ı	1	1	-	1
職業訓練センター	非木造	1		S58	ı	ı	ı	1	1	1
車庫兼倉庫	非木造	1		S60	-	-	1	1	-	-
(旧)溝延幼稚園	木造	1		S62	-	-	-	1	-	-
学校給食センター	非木造	1		H1	ı	ı	1	1	-	-
河北すこやかふれあい交流センター	木造	1		H1	ı	ı	ı	1	-	-
道の駅河北	非木造	1		H5	ı	ı	1	1	-	-
べに花温泉ひなの湯	非木造	1		H10	-	-	-	1	1	1
河北中央公園ふれあい館	木造	1		H13	-	-	-	1	-	-
交流館遊蔵	木造	1		H19	1	ı	-	1	-	-
ひなの宿	木造	1		H22	-	-	-	1	_	_
計		16	5	11	0	0	0	11	(2)	(2)

建築物の名称	構造	棟数	建築年		耐震診断			耐震性	防災拠点	耐震性
			S56年以前	S57年以降	済	耐震有	改修済	有	施設	有
合計		60	16	44	10	6	4	52	(17)	(17)

<sup>※</sup>防災拠点施設とは、河北町地域防災計画の指定避難所とする。

<sup>※</sup>延べ面積(200㎡を超えるもの)、構造については、平成27年度決算書(建物)より

<sup>※</sup>建築年は、分類施設棟別面積(築年別整備状況内訳)より

# 山形県地域防災計画に基づく緊急輸送道路

